

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和6年1月26日付け大井町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
松田町全域及び大井町の一部区域
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
区域運行（利用者からの予約にて運行するデマンド型乗合バス）
・設定された乗降ポイントから設定された乗降ポイントまで（別紙1）
※設定された乗降ポイントは、地域の実情に合わせて随時追加削除を行う
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	令和5年10月1日～令和8年9月30日
運行日	年末年始を除く毎日
運行時間	午前6時30分～午後10時00分
使用車両	ワンボックス車両（乗車定員（運転手を除く8名）） （車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車につき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における移動等円滑化基準の適用除外がされた自動車）
車両台数	4台
運行主体	松田町からAIオンデマンド交通システム実証実験運行事業の委託を受けた、一般社団法人ASHIGARA ON DEMANDから運行業務の委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（富士急湘南バス株式会社、松田合同自動車株式会社及び株式会社丹沢交通）

令和6年1月26日

大井町地域公共交通会議
会長 井原 雄人